

# 愛知県立木曾川高等学校同窓会会則

昭和 42 年 5 月 14 日制定  
平成 12 年 5 月 21 日一部改正  
平成 17 年 5 月 15 日一部改正  
平成 21 年 5 月 17 日一部改正  
平成 27 年 2 月 22 日一部改正  
平成 29 年 4 月 16 日一部改正  
令和 2 年 10 月 25 日一部改正  
令和 7 年 03 月 02 日一部改正

## 第一条

本会は愛知県立木曾川高等学校同窓会と称し、本部を愛知県立木曾川高等学校に置く。事務局は、会長宅に置く。

## 第二条

本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

## 第三条

本会は下記の会員を以って組織する。

- 1、正会員 愛知県立木曾川高等学校卒業生
- 1、特別会員 愛知県立木曾川高等学校現旧職員

## 第四条

本会の目的を達する為に以下の事項を行う。

- 1、総会は毎年 5 月中に開き、必要がある場合には臨時総会を開く。
- 1、役員会は年 1～2 回以上開催し、本会の運営、人事、予算、決算などの審議承認をする。
- 1、執行役員会は必要に応じて開催し、本会の運営と事業の協議執行をする。
- 1、会員名簿は外部の名簿管理会社に委託管理するが、名簿は発行しない。
- 1、会報は年 1 回紙またはホームページ（HP）等で発行する。
- 1、母校の各部活動、長・短期海外留学など在校生の表彰及び援助。
- 1、母校卒業生の表彰をする。
- 1、母校の発展及び会社、文化、産業等の発展に功労のあった会員を表彰する。
- 1、本会のHPは母校のHPとリンクし、活動報告を会員に広く告知するほか、本会与会員相互の連絡ツールとする。
- 1、その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

## 第五条

本会は以下の役員を置く。

会 長 1名 総会において正会員より選出する  
副 会 長 若干名 理事の互選として正会員、特別会員より選出する  
書 記 若干名 理事の互選による  
会 計 若干名 理事の互選による  
会計監査 2名 役員会において選出する  
相 談 役 若干名 前会長及び役員経験者とする

以上を執行役員とし、執行役員会を開催して運営と各事業を協議執行する。

理 事 若干名 幹事より若干名推薦、特別会員より若干名推薦

幹 事 若干名 卒業年次各組から若干名推薦

顧 問 母校の現校長を推す

※以上執行役員を含む役員の任期は2ヵ年とする。但し再任を妨げない。また役員会を開催し、  
本会の運営、人事などの審議、承認、執行をする。

## 第六条

会費は卒業時に定められた金額を納めるものとする。

## 第七条

会員は住所氏名その他、移動のあったときは届け出るものとする。

## 第八条

本会の各事業は執行役員会で協議し実行推進する。

## 第九条

本会則の改正は総会の出席人員の3分の2以上の賛成とする。

(付則)

事務局・会長宅住所／〒491-0917 一宮市昭和3-5-23 玉腰 誠治